

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成 31 年 3 月 15 日

豊後大野市長 川野 文敏

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

三重町久知良地区（更新）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 31 年 2 月 22 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（中心経営体）の状況

【経営体数】

法人 1 経営体

個人 3 経営体

集落営農（任意組織） 組 織

4. 3 の結果として、当該区域に中心経営体が十分いるかどうか

中心経営体はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・中心経営体は、規模拡大を行いながら、農地の保全に努める。
- ・農地の提供を行う者は、できる範囲において、草刈や水管理を行う。
- ・当面、個人での作付が可能な経営体に関しては、できる限り個人での耕作を行う。
- ・中山間交付金事業、多面的機能支払交付金事業に取り組んでいる。